



日・ウルグアイ租税条約



背景

- ▶ ウルグアイは、南米で最も高所得な国。メルコスール(ブラジル、アルゼンチン等で構成される関税同盟)の一員であり、同地域への貿易・投資の進出拠点。
- ▶ 2017年には日・ウルグアイ投資協定が発効する等、二国間の投資環境の整備が進展。
- ▶ 近年進出日系企業数が増加する等、両国の経済関係が緊密化。
- ▶ ウルグアイに進出する日系企業から租税条約の早期締結について要望あり。



主な内容

◆ 二重課税の除去のため、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲・限度税率等を確定

(1) 企業の事業活動による利得(事業利得)【第7条】

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2) 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を制限【第10条～第12条】

	配当	利子	使用料
限度税率等	5%(親子会社間) 10%(その他)	免税(政府受取、 金融機関間等) 10%(その他)	10%

(3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続(仲裁手続を含む)【第24条】

◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を整備

(1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入【第25条】

(2) 相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入【第26条】

(3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入【第28条】

早期締結の必要性

- ▶ 早期に租税条約を締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高めることで両国間の投資・経済交流を促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。

■ 人口:

345万人(2018年)

■ 一人当たりGDP:

17,278米ドル(2018年)

■ 在留邦人:

341人(2018年)

■ 進出日系企業:

22社(2018年)

■ 進出分野:

製造業、農牧水産業等

(参考)

■ ウルグアイは、英国、韓国、インド等約20か国との間で租税条約が発効済み。

■ 2018年、安倍総理が日本の総理大臣として初めてウルグアイを訪問。

■ 2019年9月に署名(於:モンテビデオ)。